

【第 114 回院内集会】

●日時：5 月 26 木曜日 11:00-13:00

●テーマ：被災/避難者の早期帰還等生活回復の要望実現に向けて

要望書を提出した大熊町等の被災/避難者と福島新聞記者等との意見交換をおこないます。

大熊町や富岡町の被災/避難者が政府（内閣府原子力災害対策本部、本部長岸田文雄内閣総理大臣）に 2022 年 2 月 16 日に提出した早期帰還（帰還困難区域の解除）等を求める要望書に対する内閣府の回答（2022/3/31）は実質“ゼロ”でした。

このため「帰還希望者のそれぞれの地域、環境状況に応じた個々の線量測定等の早急な実施と、立ち入り可能時間・年間回数等の具体的な一時帰宅に関する制限の緩和」等を内容とする以下の「追加要望」が内閣府に提出されています。

福島原発災害被災者の生活回復に関する追加要望(2022 年 4 月 28 日)

2022 年 2 月 16 日付け「要望書」に対して、貴内閣府から 3 月 31 日に「回答」をいただきました。そのうち特に要望 1、2 に対する「回答」に関して、追加の「要望」を下記のとおりお送りします。

要望事項 2 に関連する追加要望は、被災避難者の日々の生活に直結することです。ご多用のなかで恐れ入りますが、5 月末までにご回答いただけるようお願いいたします。

●**要望事項 1（帰還困難区域の早期解除）**に関連して「特定復興再生拠点区域外については…2020 年代をかけて」というが、既に 11 年の避難生活を強いられているうえさらに 7、8 年というのは、特に高齢化している被災避難者にとってあまりに酷である。実際に帰還をする者は避難生活者の中の数%に過ぎず、帰還希望に応じて線量測定や除染を行わねばならない家屋の数は限られている。「区域外」を画一的に扱って解除の時期を全体として徒に遅らせることなく、帰還希望者それぞれの地域、環境状況に応じて個々に線量測定等を取り急ぎ行い、帰還区域解除を実施して欲しい。

●**要望事項 2（帰還困難区域解除までの間の一時帰宅に関わる規制緩和）**に関連して帰還困難区域解除を待たねばならない間のせめてもの手立てとして、一時帰宅（一時立ち入り）に関わる制限で被災避難生活者に不便を与えることのないよう以下の規制緩和を「可能な限り住民の・・・意向に配慮した形で実施」して欲しい。

・立ち入り可能時間についての規制を緩和する。特に終わりの時間をあと 30 分延長する

(立ち入り時間は9時から16時となっているが、中継基地での手続きがあるので実質は9時30分から15時30分しか帰還困難区域にいられない)。

・一時帰宅の年間回数、曜日や祝祭日の制限を無しにする。・バスの立ち入り日にはマイカーは入れないとしている制限を無くす(バス利用の一時帰宅者は、マイカーの立ち入りを規制が必要なほどには多くない)。

5月13日(金曜日)には、衆議院環境委員会で立憲民主党の近藤昭一議員(愛知3区)が、特に追加要望に関して質問を行いました。

経済産業省担当官の答弁は、要望事項1(帰還困難区域の早期解除)に関連する追加要望については「帰還困難区域のうち避難指示の解除の見通しが立っていない地域については2020年代をかけて希望する人が帰還できるよう必要な箇所を除染し、解除の取り組みを進める」という2021年8月31日の復興推進会議/原子力災害対策本部で決められた方針を繰り返したただけでした。

一時帰宅に関する制限の緩和に関しては、年間立ち入り回数やバス立ち入り日のマイカー立ち入りに関する制限は撤廃しているとしていました。しかし、そのことは避難者には知らされていません。